

支出負担行為担当官
防衛省大臣官房会計課
会計管理官 平下 一三
(公印省略)

公 告

下記により入札を実施するので、入札心得及び契約条項等を了承の上、参加されたい。
なお、本入札に係る落札及び契約締結は、当該業務に係る令和8年度本予算が成立し、予算示達がなされることを条件とするものである。

記

1. 入札に付する事項

調達番号	件名	内容	履行場所	履行期間
R8-S-0188	令和8年度産業医役務委託	仕様書のとおり	仕様書のとおり	自: 契約締結日 至: 令和9年3月31日

- 入札方式 一般競争入札（電子調達システム（政府電子調達（GEP S））対象案件）
- 入札日時 令和8年3月26日（木）（11:30）
- 入札場所 防衛省市ヶ谷庁舎E2棟3階入札室
- 参加資格 (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
(3) 令和07・08・09年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」のD等級以上に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有するもの。
(4) 防衛省から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
(5) 前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 入札保証金及び契約保証金 免除
- 入札の無効 5の参加資格のない者のした入札または入札に関する条件に反した入札は無効とする。
- 契約書作成の要否 要
- 適用する契約条項 役務等契約条項、談合等の不正行為に関する特約条項、暴力団排除に関する特約条項、保有個人情報等の取扱いに関する特約条項
- その他
 - 細部入札要領については別途配布する「一般競争入札の案内について」（以下、入札案内）のとおり。
 - 入札案内受領の際、資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写しを提示すること。
 - 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を防衛省が認めた場合には、この限りではない。
 - 契約締結日までに令和8年度予算（暫定予算を含む。）が成立しなかった場合は、契約締結日は本予算が成立した日以降とする。また、暫定予算となった場合、全体の契約期間に対する暫定予算の期間分のみの契約とする場合がある。
 - 本案件は、府省共通の「電子調達システム」（<https://www.p-portal.go.jp>）を利用した応札及び入開札手続により実施するものとする。ただし、電子調達システムによりがたい者は、

「紙」による入札書等の提出も可とするが、郵便入札については、令和8年 3月 24日（火）までに、下記担当者必着分を有効とする。

- (6) 落札者が、10に掲げる契約条項のほか、中小企業信用保険法第2条第1項に規定する中小企業者である場合は、「債権譲渡制限特約の部分的解除のための特約条項」を別途適用する。
- (7) 入札案内の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先
〒162-8801 東京都新宿区市谷本村町5-1（庁舎A棟10階）※顔写真付の身分証明書を
持参すること。
受付時間 9：30～18：15（12：00～13：00までの間を除く）

また、入札案内のメール配布を希望する者は、以下のとおりメールを送信すること。

メールアドレス：naikyoku_chotatsu_mailmagazine@ext.mod.go.jp

メール件名：「件名：〇〇〇」 入札案内送信依頼

添付ファイル：資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写し

防衛省大臣官房会計課契約係 高瀬 電話 03-3268-3111 内線20826

仕 様 書		
件名	令和8年度産業医役務委託	作 成 年 月 日
		令和8年 3月 2日
		大臣官房秘書課

1 総 則

本仕様書は、防衛省本省内部部局における令和8年度産業医役務委託について規定する。

2 本業務の趣旨

防衛省本省内部部局に勤務する障害のある職員等の心身の健康を保持増進するため、産業医の役務を委託するもの。

3 関連文書

個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）

4 役務内容等

契約相手方は、産業医（内科専門医、精神保健指定医もしくは精神科専門医）に次に示すと通りの役務を提供させるものとする。

(1) 委託期間

契約締結日～令和9年3月31日（水）

(2) 勤務日時

勤務日時は産業医面談予定表（別紙第1）を基準とする。

なお、内科専門医と精神保健指定医もしくは精神科専門医の訪問回数や日時の変更等の必要がある場合は、官側と契約相手方で調整するものとする。

(3) 委託勤務場所

防衛省大臣官房秘書課障害者雇用面談室
（東京都新宿区市谷本村町5-1）

(4) 業務内容

障害のある職員等との健康相談、面接指導等を行う。

5 提出書類

契約相手方は、契約締結後速やかに役務内容にかかる資格を証明できる書類を提出し、官側の承認を得るものとする。

(1) 医師免許証の写し

(2) 労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）第14条第2項に規定する者であることを証する書面または写し

(3) 内科専門医、精神保健指定医もしくは精神科専門医であることを証する

書面または写し

(4) 職務経歴書（任意の書式）

6 勤務状況等報告

(1) 産業医は毎月の産業医勤務状況について、面接指導結果報告書（別紙第2）を作成し、官側に提出するものとする。

(2) 産業医は、出勤時に障害者雇用面談室に備えた令和8年度出勤・退庁時間確認簿（別紙第3）を受け取り、退庁時に自署した出勤簿を返却することで出勤確認を受けるものとする。

7 検 査

本仕様書に基づき、大臣官房秘書課支出負担行為担当官補助者が行うものとする。

8 その他

(1) 本仕様書に定めのない事項については、協議の上、官側の指示に従う。

(2) 契約相手方は、職務上知り得た情報等を第三者に漏洩してはならない。
このことにより、契約相手方は本業務から知り得た情報等の漏洩により生じる一切の責任を負うものとする。

(3) 本仕様書に疑義のある場合には支出負担行為担当官等と協議するものとする。

(4) 産業医面談における個人情報保護及び文書の保存・管理にかかる事務は大臣官房秘書課長に従うものとする。

(5) 産業医面談実施に必要な移動等に係る費用は全て契約相手方の負担とし、契約相手方で手配するものとする。

(6) 産業医がやむを得ない理由により、指定された勤務日時に勤務ができない場合は、官側と契約相手方の間で協議の上、年度内の範囲で振替できるものとする。

令和8年度 産業医面談予定表

●内科専門医 13:30～16:30 (年24回基準)

●精神保健指定医(もしくは精神科指定医) 13:30～16:30 (年24回基準)

※勤務人数は、それぞれ1回1名とする。

R8年 4月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30		

R8年 5月

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

R8年 6月

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

R8年 7月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

R8年 8月

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

R8年 9月

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30			

R8年 10月

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

R8年 11月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

R8 年 12 月

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

R9 年 1 月

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

R9 年 2 月

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28						

R9 年 3 月

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			



【別紙第2】

面接指導結果報告書

対象者	氏名	所属	
		男・女	年齢 歳
勤務の状況 (勤務時間、 勤務時間以外の要因)			
疲労の蓄積の状況		0. (低)	1. 2. 3. (高)
その他の心身の状況		0. 所見なし 1. 所見あり ()	
面接 医師 判定	本人への指導区分 ※複数選択可	0. 措置不要 1. 要保健指導 2. 要経過観察 3. 要再面接 (時期 :) 4. 現病治療継続 又は 医療機関紹介	(その他特記事項)

就業上の措置に係る意見書			
就業区分	0. 通常勤務 1. 就業制限・配慮 2. 要休業		
就業 上 の 措 置	勤務時間の短縮 (考えられるものに○)	0. 特に指示なし	4. 変形労働時間制または裁量労働制の対象からの除外
	1. 時間外労働の制限 _____ 時間/月まで	5. 就業の禁止 (休暇・休養の指示)	
	2. 時間外労働の禁止	6. その他	
	3. 就業時間を制限 _____ 時 _____ 分 ~ _____ 時 _____ 分		
勤務時間以外 の項目 (考えられるものに○を付け、措置 の内容を具体的に 記述)	主要項目 a. 就業場所の変更 b. 業務内容の変更 c. 深夜業の回数の減少 d. 昼間勤務への転換 e. その他	1)	
		2)	
		3)	
措置期間	_____ 日・ 週 ・ 月 又は _____ 年 _____ 月 _____ 日 ~ _____ 年 _____ 月 _____ 日		
医療機関への 受診配慮等			
その他 (連絡事項等)			

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日 (実施年月日)	
医師の氏名	

